

# 第十六回 参議院法務委員会會議録 第二一號

昭和二十八年五月二十八日(木曜日)午前十時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君  
理事 加藤 武徳君  
宮城タマヨ君  
亀田 得治君

委員 青木 一男君  
楠見 義男君  
三橋八次郎君  
赤松 常子君  
棚橋 小虎君  
一松 定吉君  
木村篤太郎君

國務大臣 犬養 健君

政府委員 法務省矯正局長 中尾 文策君  
法務省保護局長 斎藤 三郎君  
法務省入国管理局長 鈴木 二君

事務局側  
常任委員 西村 高見君  
会専門員 堀 真道君  
常任委員 堀 真道君

本日の會議に付した事件

○調査承認要求の件

○議員派遣要求の件

○少年院法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○外国人登録法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

第四部 法務委員会會議録第二号

○委員長(郡祐一君) これより委員会を開きます。

本日は先ず調査承認要求及び議員派遣に関する件についてお諮りいたします。先ほど委員長及び理事打合せにおきまして協議いたしました結果、従来通り今期国会におきましても檢察及び裁判の運営等に関する調査を行うことに決定いたしました。又六月初旬に本調査のため議員派遣を行うことを併せて決定いたしました。つきましては委員長及び理事打合せの決定通り、檢察及び裁判の運営等に関する調査を委員会において行うことに御異議ございませんか。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

なお、本院規則第三十四条によりますと、調査を行うためには議長の承認を必要といたしますので、調査承認要求書を提出いたさなければならぬのであります。この要求書の内容は、便宜委員長に御一任願うこととして、御異議ございませんか。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員長(郡祐一君) 次に、議員派遣の件でございますが、只今御決定を願いました檢察及び裁判の運営等に関する調査のため、来月初旬議員派遣を行いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと思えます。

なお、調査の細目、派遣地、派遣日数につきましては委員長及び理事打合せにおきまして一応の計画をいたしてありますが、後刻事務当局より御説明申上げることとしたして、派遣議員の人選と共に便宜委員長及び理事に御一任願うこととして御異議ございませんか。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員長(郡祐一君) 次に、法律案の審査を行います。少年院法の一部を改正する法律案、外国人登録法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題に供します。両案はいずれも本付託でございます。先ず二案について政府の御説明を願います。

○國務大臣(犬養健君) 只今上程になりました少年院法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

少年院法第二十一条の規定により、代用少年鑑別所、代用特別少年院等の経過措置は、本年三月三十一日までで廃止することとなっております。そのに伴ない必要な立法上の措置をとりますため、少年法及び少年院法の一部改正法案を第十五回特別国会に提出いたしました。御審議をお願いいたしますのであります。衆議院の解散によりそれが審議未了となりましたので、当時取りあえず、先の参議院の緊急集會において議決されました期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律第一号第三号の規定により、この経過措置は、五月三十一日までの間と得ることとされたのであります。併しながらこのたび、先ず審議未了となりましたものと同一内容の少年法及び少年院法の一部改正法案を提出いたします。当り、同法案の審議に要する期間を考へますと、五月三十一日までにその施行を期待することができませんので、右の一部改正法案が成立し、その施行を見るに至りますまでの間、更に代用少年鑑別所、代用特別少年院等の措置をとり得るものとしたさなければならぬのであります。従いましてこれらの特例的措置が認められる期間を、差当たり二カ月間延長して七月三十一日までの間に改めることとしたのであります。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員長(郡祐一君) 次に、法律案の審査を行います。少年院法の一部を改正する法律案、外国人登録法の一部を改正する法律案、以上二案を便宜一括して議題に供します。両案はいずれも本付託でございます。先ず二案について政府の御説明を願います。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

次に只今議題となりました外国人登録法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

現行の外国人登録法の第十四条によりますと、外国人が登録証明書の交付、引替交付若しくは再交付を申請するときは、又は有効期間が満了した証明書の切替を申請するときは、それら必要書類に指紋を押捺しなければならぬ旨規定されております。この規定

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと思えます。

の目的は、要するに外国人の日本における適法な居住を証する唯一かつ最も基本的な文書である登録証明書が、従来しばしば偽造、変造される事例が發生いたしましたので、これを防止するための効果的な方法として指紋押捺制度を設けることを意図してゐるものであります。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

併しながら登録の申請に当りまして一般外国人に強制的に指紋を押捺させるということは、わが国の制度として初めて試みであるため相当の準備を要し、かたゞ一般外国人に対してその制度の趣旨を周知徹底させる必要がありましたので、外国人登録法の附則において、これに関する規定の施行につき一年という猶予期間が置かれた次第であります。ところがその後この指紋押捺制度に関する一部外国人の誤解は未だ払拭されておらない折柄、その施行を強行いたしますときは、最近その好転が期待される日韓兩國の關係に無用な支障を与え、兩國の友好的交渉の障害をなす虞れもあろうかと存ざられます。

かような情勢から判断いたしましたので、第十五回国会に外国人登録法第十四条の規定を施行する猶予期間を更に一年延期する内容の改正案を提案いたしましたのであります。たゞ右改正案が審議中、衆議院が解散されたため、取りあえず参議院の緊急集會において昭和二十八年三月二十六日法律第二十四号「期限等の定めのある法律につき当該期限等を変更するための法律」を以

○委員(赤松常子君) 御異議ないと思えます。

て右期間を六月一日まで延期したのであります。  
この猶予期間を今回改めて当初の通り外国人登録法施行の日から二年間とするためこの法律案を提案いたしました次第であります。何とぞ慎重御審議のほどを願います。

○政府委員(中尾文策君) 只今大臣から概略御説明申上げましたが、この少年院法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして補足的に御説明申上げます。

これは先にここで御審議を願つておりました少年院法及び少年院法の改正法律案のことに關連いたしておりましたが、御審議中に解散になりましたので、取りあえず三月三十一日まで延期しておりました暫定措置を二カ月間延ばして頂いたわけでございますが、このことによく御理解をお願いいたします。このためには、それでは新しい制度はどういうことをやろうとしておるか、この暫定措置のあとにはどういう措置が来ようとしておるかというところを申上げておく必要があるかと存じます。

この三月三十一日で満期となりまして制度の切替をしなければならぬ問題は三つござります。一つは、医療少年院のことでございます。一つは、医療少年院は、本来は男と女とは別の独立した少年院に入れなければならないという規定になっておりますが、併しそれがいろいろ都合によりまして、取りあえずのところはその通りにしなくてもいい。三月三十一日までは、今年の三月の終りまでは暫定的に必ずしも別にしないでいいという措置になっておつたのであります。これを切り替えて

なければなりません。それにつきまして、私たちのこれまでの経験によりまして、必ずしも理想を追いまして、男と女を完全に分離して別々の少年院に入れるといふことは、この医療少年院といふものの数の少い關係上非常に無理ができるのであります。例えは或る医療少年院を結核専門の少年院にいたしまして、そこに優秀な技官を集めるとか、或いは優秀な看護婦、或いは職員を集める、或いはいい設備をするといふようなことをいたしまするといふと女に一カ所、男に一カ所と別々に作らなければなりません。或いは又精神病者を収容いたしますといふようなときになりますと又同様な問題が起るといふようなことであります。これは両方の分割を完全にいたしましたならば設備とか、職員を両方に使うことのほうがずっと経済的に、能率的にできますので、この点を法律を改正いたしました。今後は男と女とは一緒、条件を附しますが、必ずしも少年院を別にしないでいいというところにしたかと思つておりますが、併しその措置がこの五月三十一日で今一緒に

おつてもいいというものが切れるわけでございます。そういふことになりまして、大急ぎで男と女とはどうか別々にしなければならぬといふようなことになりまして、その新しい方法までの間の切替に非常に困難を生ずることになるわけでございます。

次は特別少年院の問題であります。これが、この特別少年院といふものは、これは予算を昨年度頂きまして、そうして現在作つておりますが、工事の關係上前年度の予算ではございまして、その完成が今年の夏頃まで延びることになつておりました。そのために特別少年院に入れなければならない特別少年院を全部収容することができませんので、はみ出した分だけを各地の少年刑務所の一部に入れる暫定的措置をとつておりますが、これが今年の三月で終りになるところでございます。緊急集会で二月月延ばして頂きまして、五月三十一日までは少年刑務所の一部にその特別少年院を入れておいていいといふことになつております。若しこのあともう一回延ばして頂くといふことができないといふことになりまして、これは特別少年院がもう少し完成のために時間を要しますので非常に困つたことがございまして、盛岡に特別少年院を作ることになりました。目下建築中で、多分これはもう七月頃にはできることになつておりますが、ところがこれが延ばすことができないといふことになりまして、盛岡の少年刑務所に入れておきますところの数十名の特別少年を、あそこに入れておくことができませんので、五月三十一日の夜の十二時にならないうちにどこかほかのところへもつて行かなければならないといふことになりまして、どこへ入れるといふことになりまして、恐らくはこの神奈川県久里浜あたりまでもつて来て一時そこへ入れておかなければならぬといふことになりまして、そういうことにいたしました。そうして又盛岡の特別少年院が完成いたしますと、そこまで返して行くといふような非常に無駄なことをしなければならぬといふことになつてございまして、こ

ういふことがございまして、特別少年院を完成いたしますまでは、従来やつておりました少年刑務所に一時置いておくといふ措置をもうあと二カ月延ばすようにいたしたいと思つてございまして。

一番こみ入つておりますのは、代用鑑別所の問題でございます。鑑別所といふのは本所が全所に四十九カ所、大体各府県に一カ所ございまして、観護措置をいたします少年を鑑別所に入れます場合に、その本所所在地の裁判所でございますと別に問題はありませぬ。併し裁判所の支部が最近少年事件を取扱つておりますので、必ずしも少年鑑別所の本所のあるところだけでございまして、支所所在地で観護措置が行われるといふわけではございませんので、支所所在地で観護措置が行われるといふことになりまして、一々それを本所まで連れて行くといふことが非常に厄介になるわけでありまして、そういうことのないように一時その最寄りの土地にございましてこの拘置支所に入れることができればよろしいと思つて、それを代用鑑別所として従来使つて来ているわけでございます。ところがそういうような大人の犯罪者を入れておきますところの拘置所の中にいろいろ保護処分の対象になるような少年を入れておくといふことは決していい方法ではございませぬので、何かそれに代る措置を講じなければならぬといふことで、これが暫定措置を延長して頂きますまでに法務省といたしましていろいろ案を練つたのでございまして、いろいろ案を練つたのでございまして、最後に私たちが今考えております方法といふものは三つございまして。第一は、やはり

そういう観護措置を講じなければならぬ少年の数がたくさんありますところの裁判所支所所在地にはやはり鑑別所の支所を作るといふことが第一でございます。大体その代用鑑別所に指定しておきますところの拘置支所の数といふことはちよつと正確には記憶しておりませんが、百八十か百九十あつたかと存じますが、その全部について鑑別所の支所を作るといふことは勿論不経済な話でございます。到底できることではございませんので、まあ相当の人数のものが継続して代用鑑別所に入つておるといふような土地につきまして支所を作らうといふことにはいたしました。これは十七カ所二十七年度から要求いたしております。二十七年度では一カ所も予算は認められませんでした。二十八年度になりました今年だけでやつと二カ所認められております。勿論これは二カ所では十分なことにはございませぬので、更にこの要求を年々続けて参りまして、だん／＼と必要となるには支所を作るつもりでおります。ところが、現在のところではその二カ所といふことになつております。その支所に収容できないところはそれではどういふことにならぬかといふことになりまして、その場合には仕方がないといふので、本所に連れて行くより方法がないのでございまして、その本所に連れて行きますには人手が必要になりますし、なお又その旅費なんかも必要になります。これは予算的措置が必要でございます。これは予算要求をいたしましてこの点は或る程度大蔵省から認められまして本年度の予算案として計上されておるわけでございます。そういうよう

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

に三つございまして。第一は、やはり

ない場合がございまして、例えは非常に遠隔の場所であつて、そこですぐ保護措置をやりたいけれども交通機関の関係なんかで今日は汽車がない、バスがないというようなこと、或いは大急ぎで親を呼んで或いは保護者を呼びましておきたいというようなときに急場

の間に合わない場合がございまして、そういう場合には止むを得ない一時的措置をいたしまして、拘留所に一定の期間を限りまして、これは非常に短い期間でございまして、入れる。そういう便法も考えまして、但しこの場合は代用の少年鑑別所としてではなく、拘留所の中に入れてというような措置を考へてゐるわけでございます。そういうようなことを今度の暫定措置の期限が切れました後にとるつもりでござい

ますが、最後のこの代用少年鑑別所の場合にも五月三十一日で現在やつておりますところの暫定措置が期限が切れるのでございまして、そういうことになりまして、非常に混乱を生じまして、まだ予算はございせんので予算的措置もできておりませんし、この間もつて来て急に代用鑑別所として使えないというふうなことになるまいかと、これは非常に混乱が起りました、大部分の者を出してしまわなければなら

ん。或いは予算等も、人員、職員もなにもかかわらず本所まで連れて行かないにもかかわらず本所まで連れて行かなければならぬというふうなことになるので、本年度は混乱が生ずるわけでございます、次の新しい法律が施行できるようにいたします。現在の暫定措置をもう一回延ばすことを御考慮をお願いしたい。こういうわけなのでございまして。

○政府委員(鈴木一君) 外国人登録法の一部を改正する法律案につきまして、先ほどの提案理由の説明に附加しまして少しく御説明を申し上げたいと存じます。

外国人登録法は占領治下におきましては外国人登録令というのがあつたのでございまして、平和条約発効と同時に外国人登録法という法律を出しまして、外国人に対しまして身分関係、住居関係というものを明確にいたしまして、外国人の公正な取扱いを期するという趣旨の下に立法がいたされておるのでございまして、丁度日本人に對しては戸籍というふうな関係になりますので、この外国人登録というものは外国人にとりまして大事なものではござい

ますが、現在におきましては各市町村の窓口におきまして外国人が登録をいたすことになつております。登録をいたすすれば、各人にこういふ外国人登録証明書というものを渡しまして、これに写真も貼つてございまして、これを持つておればその人が間違ひなく日本に十分な保護をせよと云へるといふようなこととなる証明書でございまして、以前外国人登録令でも占領治下時代におきまして法令におきましては、この登録証明書でなしにこういふ簡単な登録証明書を与えておつたのでござい

ます。この当時におきましては非常に偽造、変造がございまして、すぐ改竄をして何枚でも一人で以て登録証明書を持つてゐる。そして米の配給なりなんなりもうとらうということもございまして。又密入国をして来た者にそれを売渡すというふうなこともございまして、非常に困つたのでござい

ますが、そこでこの偽造変造を防止するといふ意味で指紋をこれにつけまして、指紋制度を採用してこの偽造変造を防ごうといふことで、新しい外国人登録法におきましては指紋制度を採用することにしたのでござい

ます。併しなから、これはアメリカにおきましては指紋の制度が一般の慣習という程度に普及いたしておりますが、東洋諸国におきましては、日本におきましてもまだ一般には普及されておらない。特に犯罪人という人たちには指紋をい

たすことをいましておられます。指紋をい

たすことをいましておられます。指紋をい

れておつたのでございまして。この一年内に指紋を実施するということになつておつたのでございまして。ところが昨年の五月のメーデー以後の状況を見ますと、なか／＼治安関係におきまして問題が起きておつたのでござい

ます。たま／＼この新しい登録法によりまして十月二十八日に一斉にこの新しい登録証明書を交付し、一斉切替を行なつたわけでございますが、事務的に考えますと、指紋制度を採用するならばこれを渡すときに一番よろしいのでござい

ますが、そのときにおきまして若し指紋制度をこの登録切替と同時に実施いたします場合には、予測すべからざる混乱が起るのではないかと、先ほど申し上げましたように各登録は市町村の窓口でいたしますので、全国の市町村の係官は非常な困難を嘗めておつたわけでございますが、いろ／＼な難癖をつけましてこの登録を拒否したいという運動が起つておつたのでござい

ますが、その後にございまして依然として状況は變つておらないのでござい

ます。そこでこの前の国会におきまして更に一年間猶予をして頂きたい、その間に慎重に指紋の実施の時期を考慮したいといふことで提案をいたしておつたのでありますが、衆議院の解散によりましてその法案は不成立に終つたわけでございます。そこで緊急集会におきまして、緊急集会の性質から一応六月一日まで延期をするという案を前日に提案をいたしまして、昨日衆議院で御承認を得ましてその法律は追認を受け

たわけでありまして。それで更に一年間当初の通り指紋制度を慎重に実施いたすために猶予をお願いしたいといふことでござい

ますが、特に本年におきましては正月早々李承晩大統領が日本に来訪せられまして、日韓会談が一時停頓しておりました

が、再再開せられ、現在在政府の代表が会談を開始して、数回会談をいたして

入ります。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○一松定吉君 大したことはないのですが、ただ少し私どうかと思うのですが、この少年院法のこれを七月三十一日まで延期するということは、いずれこれはこの議会在が七月三十一日までの間にはこの改正案を出して、その改正案が通過して、その通過した改正案によつて運用するというお考えだと思ふのですが、これはこんなぎり／＼にしないでも、もう一カ月ぐらい先にしやつたほうが確実だと思ふのですが、これを二カ月というふうに限定して、若し七月三十一日までにこの法案がいろいろな事情で通過しないということになると、又こういう法律案を出さなくちやならんということになるのですが、なぜこういうふうにぎり／＼にしてあるのですか。二カ月という二とに限定しなくても、三カ月なら三カ月というふうに余裕を置いたほうがいいと思ふのですが、それはどういふお考えですか、それを一つ……。

○政府委員(中尾文策君) これは恐らく政府提出の法律は全部こういうふうになつてゐるのじやないかと思ひますが、丁度会期が七月一ばいで終りますのに、新しい法律を審議して頂く場合に、その審議の期間というものを二カ月を超えて先のほうまで予想するということは、これは我々としてはとるべき措置じやないというふうなところから二カ月ということにいたしてゐるよう聞いております。

○一松定吉君 私の言うのは、法案を審議するのが七月三十一日まで会期があるのだからその間云々ということではなくて、それまでに審議して、施行

期間を三カ月にしておけば、七月三十一日にこの国会が済んで法案が通過して、いろいろな準備等によつて一カ月前に延ばすということになると、施行するにしても余裕がよくなるかというので、これを仮に七月三十一日とここできめて、七月三十一日までの改正案が通過しなかつたとかいふような、又特別の事情で何かそこに、そのままお流れになるといふようなことがあつたときに困りはせんかというので、私の言うのは余裕を置いて、二カ月というのを三カ月或いは四カ月というようにしておいたほうがよいかないか。それを二カ月に限定するといふことはここにいろいろな将来異常の起つた場合に又あと一カ月延ばすといふようなことが起りやしないか、こういう意味でお尋ねするのです。ただ法の運用の上に、こういうふうに極限するよりも、余裕をおいてやつたほうがよくはないのですか、こういうことをお尋ねするのです。

○政府委員(中尾文策君) 御意見誠に御尤もでございます。私たちもできればそういうふうに便利なほうがいいというところは一応考えたのでございませうが、やはり政府側といたしましては、国会の会期は七月一ばいということ考慮に入れます。一般法律と同じように調子を合せまして二カ月というところで切つたわけでございます。

○一松定吉君 そうすると七月三十一日が会期の終りだからその間にこれを審議して、施行して、実施も七月三十一日からしなければならんということじやなくて、会期はそうであり、政府のほうで七月三十一日までにすべての政府の提出した法案を通過せしめて、

施行は八月三十一日からでいいじやないか、こういうふうにお尋ねするのだから、いろいろに極限すると、いろいろを障害のために法案の審議が遅れるというふうなことがあつて又都合が悪いというふうなときに、こんな七月三十一日と極限しなくても三カ月の例えは八月三十一日というふうなことにしてもいいのじやないか。それを特に本会期が七月三十一日で済むんだから、その翌日から施行するといふことに極限するのは余りに窮屈ではありませぬか。これは政府のためを思つて言ひののです。併しあなたのためを思つていいのなら反対でもなんでもないので、併し法の運用について窮屈なことを除外するためにはそういうふうな余裕を置いたほうがよくはないかということをお尋ねするだけ、これ以上質問することはございません。

○宮城タマヨ君 それに私も連関して質問したいのでございませうが、この少年院法の第二十一条の規定は、先ほど政府委員からも説明ございませうが、もう何年間か、その間に何か特別な措置がされておりますのでございませうが、それでこの二カ月間延長いたしました、実際にそれだけの措置がとれるかどうかというところは私も非常に心配してゐるのでございませう。若し又延ばさなければならぬというふうな問題が起るようではございませう。若し、これを何と二カ月を延長しても差支えないのじやないかというように考へておられますので、重ねて質問いたします。

○政府委員(中尾文策君) その点でございますが、ただ問題は代用鑑別所だけでございまして、あとは建物ができるればもうそれでいいわけでございます。から、その代用鑑別所のことにつきまして、はもう私たちのほうもすつかりさういふつもりになつておまして、もう何回も伺ひいたしましたして、関係者の間の打合せはできておまして、もう切替になればそのときから、多少初めのうちには職員が不慣れたつたりなんかして多少困ると思ひますが、これはいづつでも切替るときは仕方ないこと、十分できるつもりでございますから、どうぞ御安心願ひいたします。

○宮城タマヨ君 この代用鑑別所が、それではその期限が参りましたときに、確かに子供が移されますような御自信がございませうか。

○政府委員(中尾文策君) そういうつもりであります。ただ最初の間は家庭裁判所にもよく打合せいたしました。できるだけ向うから、裁判所のほうから本省のほうに来てもらいますとか、或いは在宅を多くしてもらいますとか、過渡期には多少さういふことで手加減をしなければならぬと思ひますが、併しいづれにいたしましてもやらなければならぬとせし、私のほうではできるという自信を持つております。

○宮城タマヨ君 建物や設備はそれ私も安心いたしますが、職員の組織はどうなつておりますか。

○政府委員(中尾文策君) これは大蔵省との了解がございまして、私どものほうで今度は看守の数を減らしまして、そのほうを鑑別所のほうに廻すことになつております。その数を……。それで今回の法律が通りまして二カ月延ばせるという見込みがつきましたから、すぐ今でございます。欠員の範囲内に

おいて、この鑑別所のほうには多分予算が通過するだろうと思ひますから、それで予算をもらつておきます。定員の範囲内の職員を採用いたしましたして、今から鑑別所につきまして、そのほうの手当をすることにしたしております。

○宮城タマヨ君 その職員でございませうが、刑務所のほうの職員、看守をそのほうの職員に流用なさるといふようなことがあるのでございませうか。その点が特に聞きたいのですが……。

○政府委員(中尾文策君) これは人物本位になりませうが、原則といたしましては看守をそのまま廻すことは成るべく避けたいと思ひます。これは鑑別所は少年を扱いますので、多少手加減も違つて参りますし、なお最近ずつとその看守のほうの減員を見込みまして、新しい職員の採用をストップしておられますから、相当欠員ができておられますので、その欠員をそのまま新しい職員を採用するほうに振り向けることはできると思ひます。併し看守だつたから鑑別所に採用しないというふうな方針は特に表には出しませんが、若し本当に適當な職員があれば勿論これは看守からでも採用する。併し原則は今申上げたやうなことになつております。

○宮城タマヨ君 人物本位で、人物がよければ勿論看守の経歴のございませうことも或る点では役に立つと思ひますが、實際鑑別所を廻つて歩いて見まして、どうしても看守の人たちでやつておりますところは非常に私空気が悪いと思つております。子供たちに気の毒なように考へまして、却つて悪影響もあるのではないかと思ふやうなところもございませうので、これはもう何と

か特別にお考えを願ひまして、看守はできるだけお探り下さいませぬようなことを本体にして頂きたいとお願ひ申し上げます。

それから引続きまして、今のことに連関しておりますけれども、家庭裁判所から送られますときに、家庭裁判所では今度保護してやるよ、ここに来たら大丈夫だよというふうな意味で判事が鑑別所に送られるのでございまして、それが、そのときに非常に子供たちから申しますと、見当違いのような感じを受けるらしいのでございまして。

いうことは、鑑別所が勿論必要な子供もございまして。ああいう鍵をかけましたらよつと刑務所に似たような取扱いをしなければならぬ子供があることは私もよく存じておりますが、又中にはそれが非常なる逆効果を生じまして、子供たちが保護された過程を振り返つて見まして、一番反感を持つておりますのはこの鑑別所の処置だということをよく申しております。でございまして、

から止むを得ん者か或いは区別するよるなことも、若しできますならそうして頂きたいと思ひますけれども、旧少年院法時代の仮処分といつたような、仮委託といつたような、つまり子供の性格に依りまして家庭に返すこともよろしいと思ひますけれども、又い

わゆる保護団体式なものを持ちまして、それ／＼の子供の性格或いは職業に合いましたようなものに仮委託をするというふうなことはどうかと思つておりますが、政府のお考えを聞かして頂きたいと思ひます。

○政府委員(中尾文策君) 只今のお話の前半の職員の問題でございまして、これは私も同感でございまして、でき

ただそやういふ御趣旨に従つて善処したいと思つております。

それから今の鑑別所に入りましてからのいろいろな処遇の問題でございまして、何しろこれはまだいろいろ私たちが、何しろ、今頃になつてまだ過渡期なのと申しますと、非常に怠慢のようでもございまして、まあ一遍にいろいろな問題が出て参りましたので、最終的に鑑別所でどういふふうな処遇をやつたらいいかというまだはつきりしたルールに乗せるといつたようなところまで行つておりませんが、併し何しろ少年院でございまして、併し何しろ少年院で十分考慮しなければならぬといふことは勿論考へております。

ただ年令を引上げたりなんかいたしまして、相当凶暴な者が入つて参りますので、狭い設備の鑑別所の中で、併し何しろ者との間を区別しなければなりませんし、まあ大分さういふ点でまだ理想に遠いといふのがございまして、併し少年の処遇といふことの特殊性を考へまして、勿論全部の場合に必要でないといふことは明らかでございまして、併し十分この点は検討して行くつもりでおります。現に毎年やつております鑑別所長の会同なんかでも始終問題が出てお

りまして、私もそのほうでもいろいろな方法を研究しておるわけでございまして。それから仮処分といふ問題でござい

ますが、これは裁判所側におきまして、最後の保護処分をする前に一時事前に委託なんかをするようなことは、これは相当最近広く活用しておるようでもございまして、これはアメリカな

んかでは相当活発にやつておられます、少年院に入れる前に殆んど少年院

まがいのようなことを政府が盛んにやつておられますが、これはやはり十分考慮してよい問題ではないかと思ひます。鑑別所に入れる前、或いは鑑別所に入りましてからでも、最終的に我々の機関でありますところの少年院に入れないで、また例のプロテクションの時代にほかの機関に入れてよく指導するといふような処置は、これは私必要なことだと思ひます。これはもつと活

かと思ひます。○官城タマヨ君 この鑑別所の問題でございまして、全体的に私も大抵低つておられますが、全国的に私も大抵低つておられますが、併し二週間なり三週間なりあそこに入れておきまして、いわゆる鑑別所の機関であるべきであります。どこに参り

まして、鑑別の職員といふ、機械といひ、まだ十分整つておりません。甚だ悪い言葉を使えば、看板に偽りありといつたような感じで、大体調べてみますと、鑑別されず延滞時間は大抵四時間から五時間くらいで済むといふような話でございまして、併し

うわけでございまして。それから今日は法務大臣もおいででございまして、一つお願ひしておきたいと思ひますが、それは矯正保護のほうの連人でいらつしやる中尾局長も今度お揃ひのようになつておられます、併し、私はいつとも憂えておられますこと

は、国会が始まつて以来まだ少年法、

少年院法の一部改正その他が提案されない国会は恐らくございませぬ。いつてもこの少年法が出て参ります。これは一体どういふことだらうかと考へますといふと、これはさうちよこちよこつと手当をしなければならぬといふ非常に物足りない事情にあるからではないので、そのことはつまり少年院法、少年院法に對しますことに根本問題が残つておるからではないかといふように私は結論付けておられます。そこで根本問題といつたしましては、制度の問題もございまして、又この少年院法の問題もございまして、併し

の考へ方の問題もございまして、勿論予算措置もございましてと思つておるでございまして、これは一つ法務省、或いは検察庁、或いは家庭裁判所等の人たちと本当に知を一緒にいたしまして、区別しないで、どうすれば一番少年法、少年院法について少しでも完全に近くなるかといふようなことを目的にいたしました何かの措置を講じて頂きたいといふようなことを近頃非常に考へますよなわけでござい

ます。一つ法務大臣も保護の方面では特別にお心を用いて頂いておりますし、専門の立場からなるとかこれは手を打つて頂きたいと思つております。これは私のお願ひでございまして、又それにつきまして何らかの答えが頂きますことがございまして、併し

と思ひます。○國務大臣(犬養毅君) 只今のお話誠に御尤もでございまして、就任以来この少年院に関するわが国の扱ひ方は、理念としては私が就任前に予期したよりも相当程度進んでおると思ひます。少年を扱ふという理念については、素人

の私はむしろ感服したくらいなのであります。理念が高いだけに、率直に申上げまして、これを扱ふ人間の氣持がまだそこまですべてでないといふ欠陥があると思ひます。只今のいろいろの鑑別所のお話などもその一例だと思ひます。もう一つは、戦國で金がありませんので、その理念に副うだけの施設ができていないといふこと、この二つが現実の問題として認めなければならぬと思ひます。そこで苦しい中に経費の上でいろいろやりくりをして、小しずつ小さい普請をたび／＼やつておるといふ氣味がございまして。もう一つは、だん／＼年月が経つにつれて、これに従事する人がその理念にな

らなると同時に、それだけ一歩改革が進み得るといふことで、これも小さい普請がたび／＼行われております。手前味噌を申すように恐縮であります。中尾君のように献身的にそのことをやつておられる局長なんかを持つておることを私は仕合せと思つておられます。率直に欠陥を申し上げます。その二つのことがあると思ひます。十分今後氣を付けたいと思つておりますし、各方面の事実實際のことに身を捧けていらつしやるかたの御意見もできただけ聞く機会を進んで作つておりますから、今後いろいろの御注意等を頂きたいと思ひます。

○委員(那祐一君) 他に御質疑ございませぬか。他に御質疑がない模様でありますから質疑は終局したものと認めて直ちに討論採決に入ることになり、異議ございませぬか。

○委員(那祐一君) 御異議ないと認

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(那祐一君) 御異議ないと認

めて、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○一松定吉君 少年院法だけだね。

○委員長(郡祐一君) そろそろでございます。別に御発言もない模様であります。直ちに採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全員一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(郡祐一君) 次に外国人登録法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。御質疑のおありのかたは御発言を願います。

○一松定吉君 私はこの法律の趣旨について反対でも何でもないのではありませんが、どうもこの改正の文句のところちつとわからないのですが、「外国人登録法の一部を改正する法律(外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。その次の文句です。附則第一項但書中「昭和二十八年六月一日までの間」を「二年以内」に改める。これはどういふようになるのですか。この附則の第一項を見るのですね、一番の元は、「この法律施行の日から一年以内において政令で定める日から施行する。」それをこの間の緊急集会で「昭和二十八年六月一日までの間」に、「こういふふうに変更しましたね。その「二十八年六月一日までの間」と改まつたのを又これを今度「二年以内」と改めるというんでしよう。それならば「附則

第一項但書中この法律施行の日から昭和二十八年六月一日までの間において政令で定める日から施行する。」とあるのを、今度「二年以内」と改めるならば、「二年以内」の下に「の間」がなければ意味をなさぬように思うのです。だからして「この法律施行の日から二年以内の間において」というように「の間」がやはりこの「二年以内」の下に要るのではないのですか。それをとつておるけれども、それではこの意味がわからないようになるのだが、それはどうなるのですか。「二年以内」の下に「の間」が付かんと意味をなさぬように思うのだが……。

○政府委員(鈴木一君) これは附則が改正されたものとして附則を讀んでみますと、外国人登録法の附則の第一項は「この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第十四条及び第十八条第一項第八号の規定は、この法律施行の日から二年以内において政令で定める日から施行する。」というところになるのでございまして、お尋ねの点は、この「六月一日までの間」という字がございまして、丁度これに当るはこの「二年以内」の「内」というところに含まれるのではないかと、この「内」に解釈いたされまふので、これで差支えはないのではないかとお尋ねしております。

○一松定吉君 こちらは緊急集会で、二十八年六月一日までの間において政令で定める日から施行する。このうなんでしよう。緊急集会で「二十八年六月一日までの間において」ということを、「二年以内」に改める。そうすると、「この法律施行の日から

二年以内において」と、こう行くのですか。「二年以内において政令で定める日から施行する。」「間」は要らんのですか。「二年以内の間において……」前の「六月一日までの間」は「の間」があつて、今度はこれを「二年以内」に改めるときに、「の間」は要らない、「この法律施行の日から二年以内において政令で定める日から施行する。」というのですか。

○政府委員(鈴木一君) その通りでございます。

○一松定吉君 それでわかればいいのです。

○亀田徳治君 先ほどの提案理由の説明の中に「その後この指紋捺捺制度に關する一部外国人の誤解」ということが書かれておるのです。この一部外国人というのは、これは表を見ると随分たくさんあるようですが、どういふ外国人ですか。それからもう一つお尋ねしたいのは、これはもう一年経つたら実行するつもりでかかつておられたのか。若し実行するつもりでかかつておるとすれば、先ほどの説明から言ひましても、相当具体的な啓蒙活動がなされておられなければならぬ。このままですつと行けば随分対象が多いし複雑なんですから、再び又無理が来る、そういうことにならうと思つておるのです。そういうことは若し何も予想されていなくて引延ばしをされるということであれば、むしろこれは法律の条文を廃止するのが本当じやないかと思ひますね。その辺の一つ考え方なり、實際のそういうやつておられる状況、こういう点を少しこの際お聞きしたいと思つております。

○國務大臣(犬養毅君) お答えいたします。一部外国人の誤解と申しましたのは、勿論五十四万に上る朝鮮人、韓国人のたがが一番この問題で神経質になつておることは事実であります。全部の朝鮮、韓国人がこの問題で騒いでおるわけではなく、中には穏やかな態度で見ているかたもあり、又その他の外国人のかたでも日本に来て指紋を取られるのは怪しからんと思ふ人もありましようし、かたぐひ多くの外国人と書くのも少し表現として角が立つように思ひましたので、こういうふうな字句を使つたやうなわけでありませぬ。

それから第二の亀田さんの御指摘の点は御尤もでありまして、今の治安状況から申しますとこれ指紋を取らしてもらうことが一番安全なのであります。併し極く率直に申上げますけれども、治安の面ばかり取上げて考へるばかりに、やはり日本に来ておる人の多くには貿易をする人もありますし、又日本といふものとの真摯な友好關係を以て來ておる人もありますので、そういう心持を酌んで別の角度から実を研究をいたしております。又指紋の取り方にも犯罪者扱いをするように、率直に言へば十本全部を捺すやうな方もあります。そのほか写真の撮り方もイギリスのやつておりますように正面から撮ると、横顔を撮るとで、指紋を取るとやや同じやうな効果を狙つておるやうなやり方もあるが、勿論原則としては指紋が一番治安上安全を期し得るといふ意味で指紋を取るといふことをとつて通り主眼といたしてはおりますが、一遍言つたことだからそのほかのいろ／＼

な研究材料は見向きもしないという態度はとつておりませぬ。従つて一年後或いは更に今年一年延ばして、御賛成を得れば延ばして頂くのであります。が、そのときに起る問題も実は予測して、成るべくこれは早く解決したほうがよいと思ひまして慎重に研究をいたしているのであります。その研究の対象となるのは、一番大きい問題は治安であります。治安状況が今よりも更に悪化したとしますと、或いは少し貿易關係等で來ている人の感情を悪くしてもあつて指紋を取るといふ制度を採用しなければならぬ。従つて日本の国内の治安情勢、國際關係から來る治安情勢及び國際親善といふいろ／＼な角度から今これを十分慎重に考へておるのでございませぬ。まあ大体こういうやうな状況にございませぬから、御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 他に御質問ございませぬか。……御質問がないやうでありますから、質疑は終局したものと認めて、直ちに討論、採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めて、これより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もないやうでありますから、討論は終局したものと認めて採決に入ります。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(郡祐一君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお両案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

- 一松 定吉 宮城タマヨ
- 木村篤太郎 楠見 義男
- 赤松 常子 亀田 得治
- 三橋八次郎 青木 一男
- 加藤 武徳 棚橋 小虎

○委員長(郵船一君) 又委員長の本会議における口頭報告の内容その他は、便宜委員長に御一任をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十四分散会

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。(予備審査のための付託は五月二十二日)

一、少年院法の一部を改正する法律案

一、外国人登録法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項中「昭和二十八年五月三十一日」を「昭和二十八年七月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外国人登録法の一部を改正する法律案

外国人登録法の一部を改正する法律

外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。  
附則第一項但書中「昭和二十八年六月一日までの間」を「二年以内」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年六月四日印刷

昭和二十八年六月五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局